

令和7年9月24日

へき地診療所開設者様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
医療介護基盤課

令和8年度医療施設等施設整備・設備整備事業に係る事業計画について（照会）

本県の健康福祉行政の推進については、日ごろから御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記の補助事業について、来年度事業実施の参考にしたいので、助成を希望する整備計画がありましたら、担当者に事業計画書の様式等をお問い合わせの上、次のとおり御提出ください。

なお、計画書を御提出いただいた場合でも、予算上の制約等から、御希望に添えない場合がありますので御承知願います。

1 対象事業

(1) 医療施設等施設整備費補助金

へき地診療所施設整備事業

(2) 医療施設等設備整備費補助金

へき地診療所設備整備事業

2 提出書類

(1) 施設整備（建物等の整備）

ア 事業計画書、事業費内訳書

イ 施設の配置図（全体図面）

ウ 各階の平面図（現行図面及び整備計画図面：対象区域を明示）

(2) 設備整備（医療機器等の整備）

ア 事業計画書（※電子データも各担当者へお送りください）

イ 事業費の根拠となる資料（見積書等）

ウ 設備のカタログ

3 提出部数

2部

4 提出期限

令和7年10月24日（金）【必着】

5 注意事項

(1) この照会は、各医療施設における整備計画を把握し、来年度の補助事業実施等の参考とするものであり、補助金の交付を確約するものではありません。

(2) 補助金額の算定にあたっては、別紙「施設・設備整備事業の概要」を参照してください。
なお、補助制度見直し等によって、今後、事業内容や補助率・単価等が変更される場合や事業そのものが廃止される可能性もあります。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。
- (4) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。
- (5) 補助事業は単年度会計のため、原則、令和8年度中に事業を完了する必要があります。ただし、大規模な施設整備等で、工事期間が複数年にわたることが明らかな場合は、事前に担当課に相談してください。
- (6) 事業への着手は、補助金交付を内示した後となります。契約手続きについては、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じていただきます。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡しますので、連絡を受ける前に事業着手しないでください。

※ 内示する時期は、例年6～7月頃の見込みですが、事業によって7月を過ぎる場合がありますので、特に留意してください。

6 施設・設備整備事業の概要

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
へき地診療所施設整備事業	へき地診療所及びその医師住宅等の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来しているへき地診療所の増改築に限る）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く）	へき地診療所として必要な診療部門（診察室、処置室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等）、また必要に応じて医師住宅及び看護師住宅を設けるもの	基準面積×基準単価 基準面積 診療部門 無床 160 m² 有床 5床以下 240 m² 6床以上 760 m² 医師住宅 80 m² 看護師住宅 80 m² 基準単価 一般地区 鉄筋コンクリート：484,000 円 ブロック：214,000 円 木造：355,000 円 離島豪雪地区 鉄筋コンクリート：484,000 円 ブロック：214,000 円 木造：355,000 円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者
			ヘリポートの整備		
			1 か所当たり 96,836 千円		
へき地診療所設備整備事業	へき地診療所として必要な医療機器の整備	へき地診療所として必要な医療機器の整備	1 か所当たり 16,500 千円		

※ 事業計画書の様式等電子データが必要な場合は、担当者にメールでお問い合わせください。

担 当 医療施設グループ
電 話 082-513-3056（ダイヤルイン）
メール fuiryoubn@pref.hiroshima.lg.jp
（担当者 宮本）